





関し支払基金が第一項の規定による支払をしない旨の決定をするまでは、支払うことを要しない。

**第十七条** 支払基金は、前条第二項の規定による支払をすべき額を決定するに当たつては、社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）に定める審査委員会、国民健康保険法（昭和三十三年法律第一百九十二号）に定める国民健康保険診療報酬審査委員会その他政令で定める医療に関する審査機関の意見を聽かなければならぬ。

支払基金は、前条第二項の規定による支払に関する事務を国民健康保険団体連合会その他厚生労働省令で定める者に委託することができること。

#### （損害賠償との調整）

**第十八条** 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金、訴訟手当金、追加給付金、定期検査費、母子感染防止医療費、世帯内感染防止医療費又は定期検査手当（以下「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等」という。）の支給を受ける権利を有する者に対し、同一の事由について、国により損害の填補がされた場合（この法律の施行前に、既に国により損害の填補がされている場合を含む。）においては、支払基金は、その価額の限度において特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給する義務を免れる。

五号、民法（明治二十九年法律第八十九号）その他の法律による損害賠償の責任を負う場合において、支払基金がこの法律による特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等を支給したときは、同一の事由については、国は、その価額の限度においてその損害賠償の責任を免れる。（他の法令による給付との調整）

**第十九条** 定期検査費、母子感染防止医療費又は世帯内感染防止医療費（第二十三条第一項において「定期検査費等」という。）は、特定無症候性持続感染者、特定無症候性持続感染者の子又は特定無症候性持続感染者の同一世帯所属者に対し、健康保険法等以外の法令（条例を含む。）の規定により定期検査、母子感染防止医療又は世帯内感染防止医療（同項において「定期検査等」という。）に関する給付が行われるべき場合には、その給付の限度において、支給しない。（非課税）

**第二十条** 租税その他の公課は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等として支給を受けた金品を標準として、課することができない。

#### （不正利得の徴収）

**第二十一条** 偽りその他不正の手段により特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けた者はあるときは、支払基金は、国税徴収の例により、その者からその支給を受けた特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

前項の規定による徴収金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

#### （公務所等への照会）

**第二十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に關し必要があると認めるとときは、公務所又は公私の中団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（定期検査等を行つた者等に対する報告の徴収等）

#### （支払基金の業務）

**第二十三条** 支払基金は、定期検査費等の支給に關し必要があると認めるときは、当該定期検査費等に係る定期検査等を行つた者又はこれを使用者に対する者に対し、その行った定期検査等につき、報告若しくは診療録その他の物件の提示を求め、又は当該職員に質問させることができるものとする。

（定期検査等を行つた者等に対する報告の徴収等）

#### （秘密保持義務）

**第二十五条** 支払基金の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に關して知ることができた秘密を漏らしてはならない。

**第三章** 社会保険診療報酬支払基金の特定業務

#### （支払基金の業務）

**第二十六条** 支払基金は、社会保険診療報酬支払基金法第十五条に規定する業務のほか、第一条に規定する目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

（支払基金の業務）

#### （利益及び損失の処理）

**第二十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。

（利益及び損失の処理）

#### （秘密保持義務）

**第二十八条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る経理について、他の業務に係る経理と区分して、特別の会計を設けて行わなければならない。

（区分経理）

#### （支払基金の業務）

**第二十九条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更するときも、同様とする。

（支払基金の業務）

#### （短期借入金）

**第三十条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下この条において「財務諸表」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に厚生労働大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。

#### （支払基金の業務）

**第三十一条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十三条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十四条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十五条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十六条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十八条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第三十九条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十一条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十三条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十四条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十五条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十六条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十八条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第四十九条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十一条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十三条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十四条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十五条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十六条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十八条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第五十九条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十一条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十三条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十四条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十五条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十六条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十八条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第六十九条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十一条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十三条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十四条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十五条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十六条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十八条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第七十九条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十一条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十三条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十四条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十五条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十六条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十八条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第八十九条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第九十条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第九十一条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金の業務）

**第九十二条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に關し、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

#### （支払基金

(余裕金の運用)

**第三十三条** 支払基金は、次の方法によるほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る業務上の余裕金を運用してはならない。

一 國債その他厚生労働大臣が指定する有価証券の保有

二 銀行その他厚生労働大臣が指定する金融機関への預金

三 信託業務を営む金融機関(金融機関の信託業務の兼當等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号))第一条第一項の認可を受けた金融機関をいう。)への金銭信託で元本補填の契約があるもの

(協議)

**第三十四条** 厚生労働大臣は、次の場合には、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

一 第三十二条第一項又は第二項の認可をしようとするとき。

二 前条第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

(報告の徴収等)

**第三十五条** 厚生労働大臣は、支払基金又は第七条第二項の規定による委託を受けた者(以下「受託者」という。)について、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に関し必要があると認めるときは、その業務又は財産の状況に関する報告を徴し、又は当該職員に実地にその状況を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 第二十三条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)  
**第三十六条** 第十七条第一項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会が意見述べる場合における同法第十六条第一項の規定については、「同項中「行うため」とあるのは、「行うため並びに特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)」第十七条第一項の規定に基づき意見述べるため」とす

る。  
2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給關係務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十

二条第二項の規定の適用については、同法第十一条に規定する業務とみなす。

#### 第四章 費用

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金)

金

**第三十七条** 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用を除く。)に充て、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基

支給基金を設ける。

2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金は、次条の規定により交付された資金及び当該特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基

合計額に相当する額から特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務の事務の執行に要する費用に相当する金額を控除した金額をもつて充てるものとする。

3 第三十三条及び第三十四条(第二号に係る部分に限る。)の規定は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金の運用について準用する。

4 支払基金は、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務を廃止する場合において、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給基金に残余があるときは、当該残余の額を国庫に納付しなければならない。

(交付金)

**第三十八条** 政府は、政令で定めるところにより、支払基金に対し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に要する費用に充てるための資金を交付するものとする。

(戸籍事項の無料証明)

**第三十九条** 市町村長(特別区の区長を含むものとし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定期間においては、区長又は総合区長とする。)は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対し、当該市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者は、支払基金又は特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給を受けようとする者に対し、

2 第二十三条第二項の規定は前項の規定による検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。

(社会保険診療報酬支払基金法の適用の特例)  
**第三十六条** 第十七条第一項の規定に基づき社会保険診療報酬支払基金法に定める審査委員会が意見述べる場合における同法第十六条第一項の規定については、「同項中「行うため」とあるのは、「行うため並びに特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法(平成二十三年法律第二百二十六号)」第十七条第一項の規定に基づき意見述べるため」とす

る。  
2 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給關係務は、社会保険診療報酬支払基金法第三十

で、その制定又は改築に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(厚生労働省令への委任)

**第四十二条** この法律に定めるもののほか、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給の請求の手続、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係る支払基金の財務及び会計に關し必要な事項その他この法律を実施するため必要な事項は、厚生労働省令で定める)。

#### 第六章 罰則

**第四十三条** 支払基金又は受託者の役員又は職員が、第三十五条第一項の規定により報告を求められて、これに従わず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、五十万円以下の罰金に処する。

**第四十四条** 支払基金の役員が次の各号のいずれかに該当するときは、二十万円以下の過料に処する。

1 この法律により厚生労働大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

2 第三十三条(第三十七条第三項において準用する場合を含む。)の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十二年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(平成二十四年度から令和八年度までの各年度において第三十八条の規定により交付金の財源)

**第五条** 政府は、平成二十四年度から令和八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

(政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

支給の請求の状況を勘案し、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限及び特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に要する費用の財源について検討を加え、必要があると認めるとときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(先行訴訟原告等についての訴訟手当金の特例)

**第三条** 平成二十三年一月十一日以前に訴えの提起等をし、確定判決等において特定B型肝炎ウイルス感染者であることを証された者に係る第

七条第二項の規定の適用について、同項中「百分の四」とあるのは、「百分の十」とする。

(長期借入金等)

**第四条** 支払基金は、平成二十四年度から令和七年度までの間ににおいて、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給関係業務に係り、厚生労働大臣の認可を受けて、長期借入金をすることができる。

2 前項の規定による長期借入金は、令和八年度までの間に償還するものとする。ただし、令和八年度における長期借入金については、令和七年度までの間に償還するものとする。

3 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十二年法律第二十四号)第三条の規定にかかるらず、国会の議決を経た額の範囲内で、第一項の規定による支払基金の長期借入金に係る債務について保証することができる。

4 厚生労働大臣は、第一項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

(平成二十四年度から令和八年度までの各年度において第三十八条の規定により交付金の財源)

**第五条** 政府は、平成二十四年度から令和八年度までの各年度において第三十八条の規定により支払基金に対して交付する資金については、平成二十四年度において必要な財政上及び税制上の措置を講じて、確保するものとする。

(政令への委任)

**第六条** この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定め

る。

#### 附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四号)

##### 二号) 抄

(特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の請求期限等の検討)

**第二条** 政府は、この法律の施行後五年を目途として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の

